

帯広市関与団体指針

(平成 23 年 10 月 26 日 市長決裁)

(平成 27 年 7 月 13 日 一部改正)

(平成 29 年 3 月 31 日 一部改正)

第1 策定の背景等

市では、様々な行政目的を達成するため、出資団体等の関与団体を活用しており、関与のあり方については、「帯広市関与団体見直し方針」(平成16年7月30日市長決裁)を定め対応してきたが、他の地方公共団体において、第三セクター等の経営状況が著しく悪化し、地方公共団体自体の財政に深刻な影響を及ぼす例も見られ、第三セクター等を含め地方公共団体の財務内容を広く捉える制度整備も進むなど、関与団体を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

また、市の「新たな行財政改革実施計画」では、多様な主体が新しい公共空間を担う新しい視点に立っており、関与団体についても必要な見直しをすすめることとしている。

以上を踏まえ、関与団体に対する出資についての考え方や公的関与の必要性等について検討を行うこととし、ガイドラインとして本指針を定めるものである。

第2 適用する団体

この指針を適用する団体は、次のいずれかに該当する団体のうち別表1に掲げる団体(以下「関与団体」という。)とする。

(1) 土地開発公社

(2) 市が主導的な立場を有している団体

① 本市の出資又は出捐比率が25%以上の団体

② 市職員等が団体の意思決定機関の構成員の過半数を占めている団体

(3) 団体の経営状況が本市財政に直接大きな影響を与える団体

(4) 団体の経営状況が本市施策に直接大きな影響を与える団体

2 関与団体以外の団体で本市が出資又は出捐している団体、継続的に人的又は財政的な支援を行っている団体のうち別表2に掲げる団体については、必要に応じてこの指針に準じた指導等を行うものとする。

第3 関与の基本的な視点と所管部長の責務

関与団体を所掌する部長(以下「所管部長」という。)は、所管する関与団体に対し、その自主性を尊重しつつ、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日総財公第102号)、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)、「公益法人の設立許可

及び指導監督基準の運用指針について」(平成8年12月19日関係閣僚会議幹事会申合せ)等に基づき、次の視点を参考に、常に団体の経営状況等を把握し、それぞれの団体の性格に応じ適切な指導等を行うとともに、市の関与のあり方について検討を行う。

また、公益法人制度改革への対応について、必要な助言、指導等を行う。

(1)改革の視点

- ・設立の目的に合致した事業が適正に実施されているか
また、設立の目的がすでに達成されていないか
- ・社会経済情勢や市民ニーズの変化に適合するよう事業の内容や手法が見直しされているか
- ・市の出資、関与を継続する必要性、公益性があるか
- ・市の出資割合は適正か
- ・経営責任の観点から、市の関与の程度は適当か
- ・公的支援のあり方は適正か
- ・財務内容は健全な水準にあるか、また、将来的に健全性が保たれる見通しにあるか
- ・経営が悪化している場合、必要な検討が行われ、措置が講じられているか
- ・他の団体との統合の可能性はないか

(2)指導・監督の視点

- ・有為な人材の登用がなされているか
- ・市職員の派遣は適正になされているか
- ・役職員の数、給与水準は適正か
- ・組織機構は簡素で機能的か
- ・自主財源確保の取り組みは十分なされているか
- ・コスト削減の取り組みは十分なされているか

(3)情報公開の視点

- ・団体が自ら行う情報公開の取り組みは適正か

第4 役員の責務

関与団体の役員、理事等(非常勤を含む。以下「役員」という。)に就任する職員は、市の代表として役員に就任していることを認識し、団体の経営に参画するものとする。

第5 具体的な取組事項

1 経営評価の実施

所管部長は、関与団体の決算承認後速やかに別紙「帯広市関与団体概要書」(様式1)及び「職

員体制調査書」(様式2)を作成し、経営内容を点検する。

2 関与の方向づけ

所管部長は、1の経営内容の点検結果及び第3に定める見直しの基本的な視点にもとづき、別紙「市の関与の方向性について」(様式3)により現状と課題を整理し、市の関与のあり方について方向性を定めるとともに、必要に応じて団体の将来的なあり方について検討する。

3 経営改善の推進

所管部長は、関与団体の経営内容を常に把握し、経営が悪化するおそれのある場合には、速やかに経営改善計画を策定するよう指導し、計画の内容について協議する。

経営改善計画には、次の事項を盛り込むものとする。

ア 関与団体の経営方針

イ 関与団体の経営改善に向けての課題及び具体的な取り組み

ウ 年度別計画(数値目標)

4 市の人的関与の見直し

所管部長は、関与団体への市職員派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定に基づき、派遣が必要な団体・職務を精査して、必要最小限にとどめ、透明な手続きにより適正に行うものとする。

5 市の財政的関与の見直し

所管部長は、関与団体に対して行う財政支出については、支出目的となる事業の公共性、事業の効率的かつ効果的な実施の可能性、団体の設立目的および財務状況等を十分調査検討し、次の観点から適切な取り組みを行うものとする。

(1) 事業補助金

事業補助金については、補助対象事業が市の事業と重複しないようにするとともに、関与団体自らの具体的な歳出削減策を求める。また、内容、効果等を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲および補助率の見直しを行うものとする。

(2) 運営費補助金

設立後一定期間を経過したにもかかわらず団体の運営に関し市の補助が必要な場合は、健全経営に向けた検討を行うとともに、関与団体の自助努力を更に喚起する。

(3) 委託料

委託料については、委託する事業の必要性、その内容等を常に検討し見直しを行う。

指定管理者制度により指定管理者の指定を受けて行う事業については、市との協定書に基づ

き適正な執行を行うよう当該事業を所管する部長と協力し、必要な指導を行う。

(4) 契約事務の適正化

関与団体が行う契約事務については、市の執行方法を参考に、必要に応じた指導を行う。

6 関与団体の情報公開

所管部長は、関与団体の運営が市民に開かれたものとなるよう、所管団体から提出された資料に基づき、別紙「帯広市関与団体概要報告書」(様式4)を作成し、市民に分かりやすい内容で市のホームページ等で公表するものとする。

第6 指定管理者

公の施設の指定管理者に指定されている団体(関与団体に該当しない団体を含む)についても、公共サービスの担い手であり、各種法令及び「帯広市指定管理者導入施設のモニタリングマニュアル」等に基づき、適切に対応するものとする。

別表1

番号	関与団体名	(1)	(2)-①	(2)-②	(3)	(4)
1	帯広市土地開発公社	○	○	○	○	
2	(一財)帯広市文化スポーツ振興財団		○			
3	(株)帯広農業振興公社		○			○
4	(公財)帯広市休日夜間急病対策協会		○			○
5	(社福)帯広市社会福祉協議会					○
6	(公社)帯広市シルバー人材センター					○

別表2

番号	団体名
1	(一社)帯広観光コンベンション協会
2	(一社)帯広物産協会
3	(一社)帯広消費者協会
4	(公財)とかち財団